

民生委員審査専門分科会の役割及び今年度の日程について

1. 民生委員・児童委員とは

(1) 民生委員・児童委員の職務

民生委員の職務は民生委員法第14条において

- 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
- 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと
- 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他 の関係行政機関の業務に協力すること

と規定されており、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされています。

また、あわせて、児童福祉法に定める児童委員にも充てられており、児童福祉法第17条において

- 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと
- 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
- 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援する

こと

- 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
- 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
も職務とされています。

(2) 民生委員の資格要件

民生委員の資格要件としては

- ・ 本市議会議員の選挙権を有していること
- ・ 人格識見ともに高いこと
- ・ 広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のあること
- ・ 児童委員としても、適当であること

と規定（民生委員法第6条）されています。

(3) 久留米市の民生委員・児童委員の状況（令和6年4月1日現在）

- ・ 人数（定数）

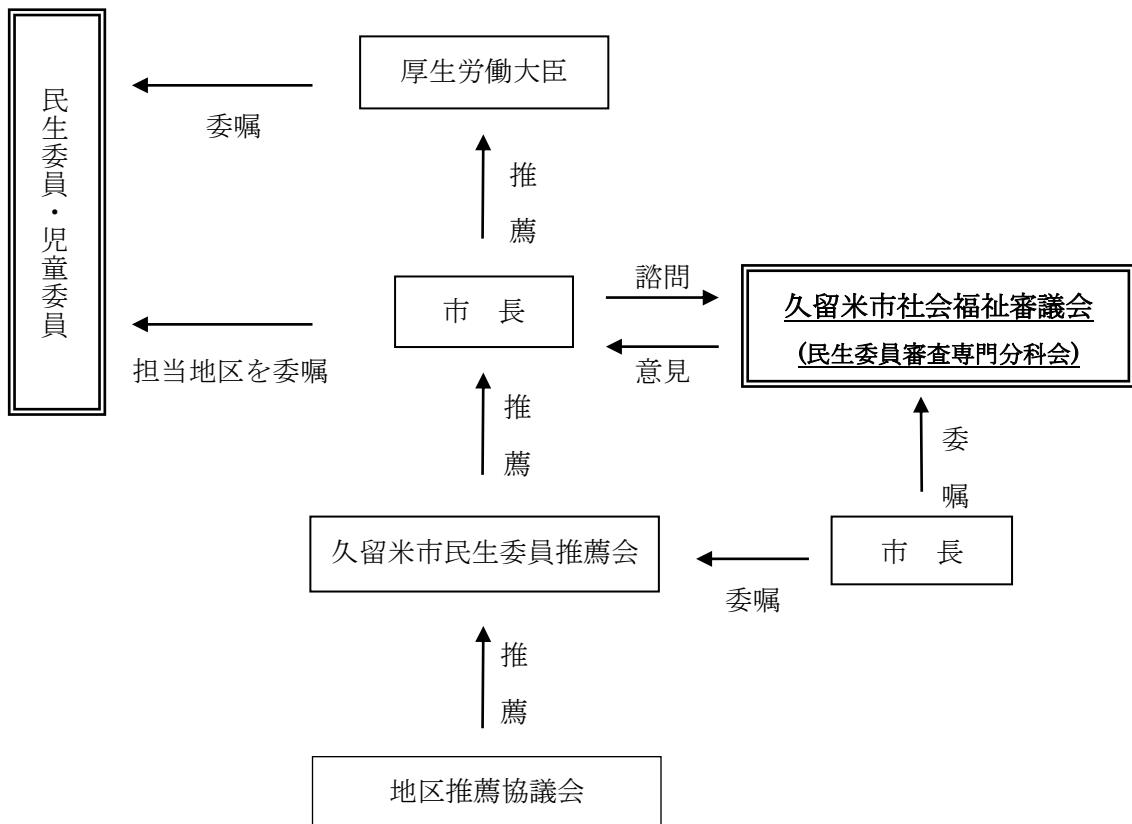
580人（うち、主任児童委員89人）

*欠員19名（うち主任児童委員2名）

- ・ 民生委員一人当たり平均受け持ち世帯数

289世帯

(4) 民生委員・児童委員の委嘱経路



2. 民生委員審査専門分科会の審議事項

久留米市社会福祉審議会運営要綱 別表第1（第3条第2項関係）

各専門分科会の調査審議事項〔民生委員審査専門分科会関連を抜粋〕

分科会等名	区分	具体的な項目
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員推薦会の推薦者に対する意見（民生委員法第5条第2項） ・市長が推薦会の推薦者が適当でないと認め、推薦会に再推薦を命じようとする場合の意見（民生委員法第7条第1項） ・推薦会が再推薦しない場合に市長が適当と認める者を定め推薦する際の意見（民生委員法第7条第2項） ・市長が民生委員解嘱を厚生労働大臣に具申することへの同意（民生委員法第11条第2項） ・民生委員解嘱について審議会が審査する際の、本人への事前通告（民生委員法第12条第1項） ・上記の通告を受けた民生委員が審議会に対し意見を述べることの受諾（民生委員法第12条第2項） ・上記の通告を受けた民生委員からの意見の聴取（民生委員法第12条第3項）

なお、上記以外で市長から審議会に諮問を受けた案件のうち、民生委員に関連の深いものについては、委員長の判断等により、民生委員審査専門分科会に付議されることがあります。

3. 今後の日程

時期（見込み）	行事	内容
令和6年6月中旬	久留米市推薦会	民生委員・児童委員の推薦(8/1付補充・交代)等について
令和6年6月下旬	民生委員審査専門分科会	民生委員・児童委員の推薦(8/1付補充・交代)等について
令和6年8月1日	民生委員・児童委員委嘱状伝達式	新たな民生委員・児童委員へ委嘱状を伝達
令和6年10月中旬	久留米市推薦会	民生委員・児童委員の推薦(12/1付補充・交代)等について
令和6年10月下旬	民生委員審査専門分科会	民生委員・児童委員の推薦(12/1付補充・交代)等について
令和6年12月2日	民生委員・児童委員委嘱状伝達式	新たな民生委員・児童委員へ委嘱状を伝達
令和7年2月中旬	久留米市推薦会	民生委員・児童委員の推薦(4/1付補充・交代)等について
令和7年2月下旬	民生委員審査専門分科会	民生委員・児童委員の推薦(4/1付補充・交代)等について
令和7年4月1日	民生委員・児童委員委嘱状伝達式	新たな民生委員・児童委員へ委嘱状を伝達